

重地則掠。圮地則行。圍地則謀。死地則戰。
 不得_レ已則鬪。是故、其兵不_レ修而戒、不_レ
 求而得、不_レ約而親、不_レ令而信。禁_レ詳去_レ
 疑、至_レ死無_レ所_レ之。吾士無_ニ餘財、非_レ惡_レ
 貨也。無_ニ餘命、非_レ惡_レ壽也。令發之日、士
 卒坐者涕落_レ襟、偃臥者涕交_レ頤。投_ニ之無_レ
 所_レ往、則諸鬪之勇也。

故善用_レ兵者、譬_ニ率然_ニ。率然者常山之蛇
 也。擊_ニ其首_ニ則尾至、擊_ニ其尾_ニ則首至、
 擊_ニ其中_ニ則首尾俱至。敢問、兵可_レ使_レ如_ニ
 率然_ニ乎。曰可。夫吳人與_ニ越人_ニ相惡也。
 當_ニ其同_レ舟而濟、遇_ニ風、其相救也如_ニ左右
 手_ニ。是故、方_レ馬埋_レ輪、未_レ足_レ恃也。齊_レ勇
 若_ニ一、政之道也。剛柔皆得、地之理也。

懼れず、往く所なれば則ち固く、入ること深ければ則ち
 捕_{カズキ}し、已_{カゲキ}むことを得ざれば則ち鬪ふ。是故に、其の兵修めず
 して而も戒め、求めずして而も得、約せずして而も親み、令
 せずして而も信あり。詳_{シテ}を禁じ疑を去り、死に至るまで之く
 所なし。吾が士餘財なきは、貨を惡むに非ざるなり。餘命な
 きは、壽を惡むに非ざるなり。令、發するの日、士卒坐する
 者は涕襟_{なまび}を落_スし、偃臥_{フシテ}する者は涕頤_{ヨコノナカ}に交はる。之を往く所な
 きに投すれば、則ち諸鬪の勇なり。

故に善く兵を用ふる者は、譬へば率然の如し。率然とは常山
 の蛇なり。其の首を擊てば則ち尾至り、其の尾を擊てば則ち
 首至り、其の中を擊てば則ち首尾俱に至る。敢て問ふ、兵率
 然の如くならしむべきか。曰く可なり。夫れ吳人と越人とは
 相惡めり。其の、舟を同じうして濟り、風に遇ふに當りて、
 其の相救ふや左右の手の如し。是故に、馬を方_{ナモ}べ輪を埋_スむる
 も未だ恃むに足らざるなり。勇を齊_ヘて一の若くするは、政

故善用兵者、携手若使一人、不得已也。

將軍之事、靜以幽、正以治。能愚士卒之耳目、使之無知、易其事、革其謀、使人無識、易其居、迂其途、使人不得慮、帥與之期、如登高而去其梯。帥與之深入諸侯之地、而發其機、焚舟破釜、若驅群羊。驅而往、驅而來、莫知所之。聚三軍之衆、投之於險、此將軍之事也。九地之變、屈伸之利、人情之理、不可不觀察也。

凡爲客之道、深則專、淺則散。去國越境而師者絕地也。四達者衢地也。入深者重

地也。入淺者輕地也。背固前隘者圍地也。無所往者死地也。是故、散地、吾將一其志。輕地、吾將使之屬。爭地則吾將趨其後。交地吾將謹其守。衢地吾將固其結。重地吾將繼其食。圮地、吾將進其途。圍地、吾將塞其闕。死地、吾將示之以不活。故兵之情、圍則禦、不得而已則鬪、過則從。是故、不知諸侯之謀者、不能得地利。四五者、不知一、非霸王者、不能得形者、不能預交。不知山林險阻沮澤之形者、不能行軍。不用鄉導者、不能得地利。四五者、不知一、非霸王之兵也。

其雖曰對、其固曰敵。則無能知其天時、其地利、其人情者也。是故、不知天

の道なり。剛柔皆得るは、地の理なり。故に善く兵を用ふる者、手を携ふること一人を使ふが若くなるは、己むことを得ざればなり。

將軍の事は、靜以て幽、正以て治。能く士卒の耳目を愚にして、之をして知ることなからしめ、其の事を易へ、其の謀を革め、あらたに人をして識ることなからしめ、其の居を易へ、其の途を迂にし、人をして慮ることを得ざらしめ、帥るて之と深く諸侯の地に入り、而して其の機を發し、舟を焚き釜を破れば、群羊を驅るがごとし。驅られて往き、驅られて来るも、之く所を知ることなし。三軍の衆を聚めて、之を險に投するは、此れ將軍の事なり。九地の屈伸の利、人情の理、察せざるべからざるなり。

凡そ客たるの道は、深ければ則ち專に、淺ければ則ち散す。

國を去り境を越えて師するものは絶地なり。四達するものは衢地なり。入ること深きものは重地なり。入ること淺きものは輕地なり。固を背にし隘を前にするものは圍地なり。往く所なきものは死地なり。是故に、散地には、吾將に其の志を一にせんとす。輕地には、吾將に之をして屬せしめんとす。爭地には則ち吾將に其の後に趨かんとす。交地には、吾將に其の守を謹まんとす。衢地には、吾將に其結を固めんとす。重地には、吾將に其の食を繼がんとす。圮地には、吾將に其の途を進めんとす。圍地には、吾將に其の闕を塞がんとす。兵の情、圍まるれば則ち禦ぎ、已むことを得ざれば則ち鬪ひ、過ぐれば則ち從ふ。是故に諸侯の謀を知らざる者は、預め交はること能はず。山林險阻沮澤の形を知らざる者は、軍を行ふこと能はず。鄉導を用ひざる者は、地の利を得ること能はず。四五のもの、一をだに知らざれば、霸王の兵に非ざるなり。

夫霸王之兵、伐ニ大國、則其衆不レ得レ聚。威
加ニ於敵、則其交不レ得レ合。是故、不レ爭ニ天
下之交、不レ養ニ天下之權。信ニ己之私、威加ニ
於敵。故其城可レ拔、其國可レ隕。施ニ無法之
賞、懸ニ無政之令。犯ニ三軍之衆、若レ使ニ一
人。犯レ之以レ事、勿ニ告以レ言。犯レ之以レ
利、勿ニ告以レ害。投ニ之亡地、然後存、陷ニ之
死地、然後生。夫衆陷ニ於害、然後能爲ニ勝
敗。

夫れ霸王の兵、大國を伐てば、則ち其の衆聚まるを得ず。威、敵に加はれば、則ち其の交、合ふことを得す。是故に、天下の交を爭はず、天下の權を養はず。己の私を信べて、威、敵に加はる。故に其の城抜くべく、其の國隕るべし。無法の賞を施し、無政の令を懸け、三軍の衆を犯ふること、一人を使ふがごとし。之を犯ふるに事を以てし、告ぐるに言を以てすること勿れ。之を犯ふるに利を以てし、告ぐるに害を以てすること勿れ。之を亡地に投じて然る後に存し、之を死地に陥れて然る後に生く。夫れ衆、害に陥りて、然る後に能く勝敗を爲す。

故爲兵之事，在順詳敵之意。并力一向，千里殺將。是謂巧能成事。是故政舉之日，夷關折符，無通其使。勵於廊廟之上，以誅其事。敵人開闔，必亟入之。先其所愛，微與之期。踐墨隨敵，以決

事一 是故 始如ニ處女、敵人開レ戸。後如ニ脱兎、敵不レ及レ拒。

火攻第十二

孫子曰、凡火攻有レ五。一曰火レ人、二曰火
積、三曰火レ轎、四曰火レ庫、五曰火レ蹠。
行レ火必有レ因。煙火必素具。發レ火有レ時、
起レ火有レ日。時者天之燥也。日者月在ニ箕・
璧・翼・趁ニ也。凡此四宿者、風起之日也。
不

して、微ほのかに之と期す。墨を戮めみ敵に隨ひ、以て戰の事を決す。是故に始は處女の如し、敵人戸を開く。後には脱兎の如し、敵、拒きぐに及ばず。

孫子曰く、凡そ火攻に五あり。一に曰く人を火く、二に曰く
積を火く、三に曰く輜を火く、四に曰く庫を火く、五に曰く
隙を火く。火を行ふには必ず因あり。煙火必ず索より具ふ。
火を發すること時あり、火を起すこと日あり。時とは天の燥
けるなり。日とは月箕・壁・翼・軫ホシノヤドリノナに在るなり。凡そ此の四宿
は、風起るの日なり。

凡そ火攻は、必ず五火の變に因りて之に應す。火、内に發す
れば、則ち早く之に外に應す。火發して兵靜かなるものは、
待ちて攻むること勿れ。其の火力を極め、従ふべければ之に
従ひ、従ふべからざれば止む。火外ほかに發すべくんば、内に待

火發_ニ上風_ニ無レ攻_ニ下風_ニ。晝風久、夜風止。
凡軍必知_ニ五火之變_ニ。以_レ數守_レ之。故_ニ以_レ火
佐_レ攻者明。以_レ水佐_レ攻者強。水可_ニ以_レ絕、
不可_ニ以_レ奪。夫戰勝攻取、而不_レ修_ニ其功_ニ者
凶。命曰_ニ費留_ニ。故曰、明主慮_レ之、良將修_レ
之。非_レ利不_レ動、非_レ得不_レ用、非_レ危不_レ戰。
非_レ可_ニ以_レ怒而興_ニ師。將不_レ可_ニ以_レ憤致_レ
戰。合_ニ於利_ニ而動、不_レ合_ニ於利_ニ而止。怒
可_ニ以_レ復喜、懼可_ニ以_レ復悅。亡國不_レ可_ニ以_レ復
存。死者不_レ可_ニ以_レ復生。故明君慎_レ之、良將
警_レ之。此安_レ國全_レ軍之道也。

つことなく、時を以て之を發せよ。火上風に發せば、下風を攻むること無れ。晝の風は久しく、夜の風は止む。
凡そ軍は、必ず五火の變を知りて、數を以て之を守る。故に、
火を以て攻を佐くる者は明。水を以て攻を佐くる者は強。水
は以て絶たつべく、以て奪ふべからず。夫れ戰ひて勝ら、攻め
て取り、而も其の功を修めざる者は凶なり。命けて費留とい
ふ。故に曰く、明主は之おもんほかを慮り、良將は之を修む。利に非ざ
れば動かず、得に非ざれば用ひず、危あやきに非ざれば戰はず。
主は怒を以て師を興すべからず。將は憤いきどほりを以て戰たたかひ致すべ
からず。利に合かなひて動き、利に合はずして止む。怒は以て復かた喜ぶべし、憤は以て復た悅よろこぶべし。亡國は以て復た存すべ
からず。死者は以て復た生いくべからず。故に明君は之を慎み、
良將は之を警よしむ。此れ國を安んじ軍を全うするの道なり。

用間第十三

孫子曰、凡興レ師十萬、出征ニ千里、百姓之
費、公家之奉、日費ニ千金、内外騷動、怠
於道路、不レ得レ操レ事者七十萬家、相守數年、
以爭ニ一日之勝。而愛ニ爵祿百金、不レ知ニ敵之
情ニ者、不仁之至也、非ニ人之將ニ也、非ニ主
之佐ニ也、非ニ勝之主ニ也。故明君・賢將、所
以動而勝レ人、成功出ニ於衆ニ者、先知也。先
知者、不レ可レ取ニ於鬼神、不レ可レ象ニ於事ニ、不レ
可レ驗ニ於度。必取ニ於人ニ知ニ敵之情ニ者也。
故用レ間有レ五。有ニ鄉間ニ、有ニ内間ニ、有ニ反
間ニ、有ニ死間ニ、有ニ生間ニ。五間俱起、莫レ知ニ莫
道ニ、是謂ニ神紀。人君之寶也。鄉間者、因ニ
其鄉人ニ而用レ之、内間者、因其官人ニ而用レ

孫子曰く、凡そ師を興すこと十萬、出でて千里に征せば、百姓の費、公家の奉、日に千金を費し、内外騒動し、道路に怠り、事を操るを得ざるもの七十萬家、相守ること數年、以て一日の勝を爭ふ。而るに爵祿百金を愛み、敵の情を知らざる者は不仁の至なり、人の將に非ざるなり、主の佐に非ざるなり、勝の主に非ざるなり、故に明君賢將、動きて人に勝ち、成功衆に出づる所以のものは、先づ知ればなり。先知なるものは、鬼神に取るべからず、事に象るべからず、度に驗すべからず。必ず人に取りて敵の情を知るものなり。

故に聞を用ふるに五あり。鄉間きょうかんあり、内間ないかんあり、反間はんかんあり、死間しけんあり、生間せいかんあり、五間俱ともに起りて其の道を知ることなき、是を神紀しんきといふ。人君の寶なり。鄉間なるものは、其の官人に因りて之を因りて之を用ひ、内間なるものは、其の郷人

之。反間者、因其敵間而用之。死間者爲誑事於外、令吾間知之、而傳於敵間上也。生間者、反報也。故三軍之事、親莫親於間。賞莫厚於間、事莫密於間。非聖智不能用間。非仁義不能使間。非微妙不能得間之實。微哉微哉、無所不用間也。間事未發而先聞者、間與所告者皆死。

凡軍之所欲擊、城之所欲攻、人之所欲殺、必先知其守將・左右・謁者・門者・舍人之姓名、令吾間必索知之。必索敵間之來間我者、因而利之、導而舍之。故反間可得而用也。因是而知之。故鄉間・內間可得而使也。因是而知之。故死間

用ひ、反間なるものは、其の敵間に因りて之を用ふ。死間なものは、誑事を外に爲し、吾が間をして之を知りて敵の間に傳へしむるなり。生間なるものは、反り報ずるなり。故に三軍の事、親しきこと間より親しきはなし。賞は間より厚きはなく、事は間より密なるはなし。聖智に非ざれば間を用ふること能はず。仁義に非ざれば間を使ふこと能はず。微妙に非ざれば間の實を得ること能はず。微なるかな、微なるかな、間を用ひざる所なし。間の事、未だ發せずして先づ聞く者あらば、間と告ぐる所の者と皆死す。

凡そ軍の擊たんと欲する所、城の攻めんと欲する所、人の殺さんと欲する所、必ず先づ其の守將・左右・謁者・門者・舍人の姓名を知り、吾が間をして必ず之を索知せしむ。必ず敵間の來りて我を間する者を索め、因て之を利し、導いて之を舍す。故に反間得て用ふべきなり。是に因て之を知る。故に鄉間・内間得て使ふべきなり。是に因て之を知る。故に死間誑事を

爲誑事可使告敵。因是而知之。故生間可使如期。五間之事、主必知之。知之必在於反間。故反間不可不厚也。昔殷之興也、伊摯在夏。周之興也、呂牙在殷。故惟明君賢將、能以上智爲間者、必成大功。此兵之要、三軍之所恃而動也。

爲して敵に告げしむべし。是に因て之を知る。故に生間期の如くならしむべし。五間の事、主必ず之を知る。之を知るは必ず反間に在り。故に反間は厚くせざるべからざるなり。昔、殷の興るや、伊摯夏に在り。周の興るや、呂牙殷に在り。故に惟明君賢將のみ能く上智を以て間者と爲し、必ず大功を成す。此れ兵の要、三軍の恃んで動く所なり。

卷之三

三

昭和十六年六月廿五日印
昭和十六年七月一日發行 刷

定價一圓三十錢

著者　田中宜友

友
田
而
宜

市本郷高木川町二

平尾佐

二
九

市神田區美土代町二二

黃山

橫山重

卷之三

發兌元

市本郷區新川町一二七
日座東京三一九二〇番

東京市本郷區森川町一二七
振替口座東京三一九二〇番
電話小石川五八五二番

國民教育及會社

欄介紹書圖良優會本

を歓迎的熱白
るあいつけ受

石川七五三二著

児童の心理と家庭教育講話

平易に趣味を深く記述され愛兒の教育指針を示され
たる書なり

目次大要

家庭教育に就て両親に望む……生れつき……育ち……乳幼児の心理と家庭教育
幼児の言葉集……幼児のお話……幼児の遊び……幼児の繪と歌と踊り
幼児の情緒と本能……幼児の一般的特色と家庭教育……學童の特色と家庭教育
學習と指導氣質と性格……興味と理想……智能の新らしい見方
將來の方針の決め方……異常児の心理と家庭教育

元陸軍教授 友田 宜剛 謹著

詔勅の謹解と日本精神

陸軍省・海軍省推奨圖書

宮内省
海軍省

下賜寫眞二十枚挿入

定皮四
價革六
二圓七
頁數判
紙印五
刷明七
精一
頁入

◎本書は元陸軍教授として多年將校教育に盡瘁せられたる友田先生が約一ヶ年の
日子に渡り渾身の心靈を凝いで、現在までの大詔勅廿七篇につき聖旨の存する
所を平明に謹解し且つ大意、語釋、通解及感想の三項に分ち更に参考事項を掲
げ以つて聖旨の體得に資せる卓越せる書なり。

415

496

00